

監査の結果に基づき講じた措置

令和 6 年度

<p><input checked="" type="checkbox"/> 定期監査 (第 3 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 随時監査 (第 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 財政援助団体監査</p> <p><input type="checkbox"/> 指定管理者監査</p> <p><input type="checkbox"/> 工事監査</p>	<p>対 象 部 課</p> <p>政策財務部男女平等推進課 (旧 総合政策部男女平等参画課)</p> <hr/> <p>監査結果の通知日</p> <p>令和 7 年 3 月 26 日</p>
<p>指 摘 事 項 (要 望 事 項)</p> <p>第 2 監査の結果</p> <p>1 歳出予算の執行状況について</p> <p>起案文書回付票、当該添付書類および関係書類について調査したところ、次のような点が見受けられた。適正に事務の執行をされたい。</p> <p>(1) 委託費</p> <p>①女性総合センター管理業務委託 (男女平等参画課)</p> <p>毎月提出されている業務完了報告書に、收受印が押されていないかった。</p>	
<p>講 じ た 措 置 の 内 容</p> <p>業務完了報告書に收受印を押印し、支出命令の決裁時に課内で確認を行うことといたしました。今後は文書規定にならい、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	